

監査結果公表第17-27号

財政援助団体等の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成18年1月27日

八尾市監査委員	西浦昭夫
同	北山諒一
同	三宅博
同	田中久夫

記

1 措置の通知

財政援助団体等の結果に対する措置の通知

平成17年12月21日付け八企財第368号

八尾市土地開発公社

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 0729-24-3896(直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八企財第 368 号

平成17年12月21日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫 様
同	北 山 諒 一 様
同	三 宅 博 様
同	田 中 久 夫 様

八尾市長 仲 村 晃 義

監査の結果に対する措置の通知について

平成17年6月24日付け監査報告第17-3号の、財政援助団体等監査の結果に基づく措置について、別紙のとおり八尾市土地開発公社より通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

八尾市土地開発公社

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
契約事務について 定期健康診断の委託契約について、伺書、契約書ともに必要事項の記載がないもの、また契約方法の根拠法令が適当でないものが見受けられたので適切な事務処理に改められたい。	措置状況 2. 措置予定 定期健康診断の委託契約についての伺書等については、平成18年度伺書より必要事項を記入し適切な事務処理に改めます。
	措置状況 1. 措置済(平成17年8月29日) 契約方法の根拠法令の誤記については修正しました。 今後の事務処理においては適正に処理を行います。
公社所有地の貸付について 公社所有地を民間企業に有償貸付けを行っているが、八尾市土地開発公社業務方法書第11条第1項では、公用又は公共用を目的とする場合に限り貸付けることができる規定となっているので、方法書の規定を改めるなど、適正かつ有効な用地の管理に努められたい。	措置状況 1. 措置済(平成17年6月1日) 八尾市土地開発公社業務方法書第11条を改正し、適正かつ有効な用地の管理に努めています。
経営の健全化について 平成13年度から土地開発公社経営健全化団体の国の指定を受け、経営の健全化に向けて努力されているが、喫緊の課題となっている事業計画の確定していない公共事業用地の有効活用に努めるなど、健全化の促進を図られたい。	措置状況 2. 措置予定 八尾市企画財政部管財課と緊密な連携のもと、八尾市土地開発公社の経営健全化と公共事業用地の有効活用に努め、健全化の促進を図ります。